

(仮称) 動物愛護センター整備基礎調査業務

<業務仕様書>

平成 30 年 (2018 年) 9 月

札幌市保健福祉局保健所動物管理センター

第1 一般事項

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、札幌市保健福祉局保健所動物管理センターが実施する「(仮称)動物愛護センター整備基礎調査業務」(以下「本業務」という。)の委託に適用する。

2 この仕様書の解釈に疑義を生じた場合又は記載のない事項の取扱いについては、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。

(業務の準備)

第2条 受託者は、業務の目的を十分理解し、目的達成のために必要な人員を確保し、持てる能力をすべて発揮するよう責任のある担当者を備えなければならない。

(業務計画書)

第3条 受託者は、契約後速やかに本業務実施に関する「業務計画書」を作成し、提出すること。

(打合せ等)

第4条 業務の実施にあたっては、受託者は委託者と常に綿密な連絡をとり、その連絡事項及び打合せ内容について記録し、委託者に提出すること。また、疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ、その指示に従うこと。

(資料等の貸与及び返還)

第5条 受託者は、業務を行う上で必要となる資料等の借用を書面で申し入れることができるものとする。この場合、受託者は、貸与される資料等について借用書を提出しなければならない。

2 受託者は、業務完了したときは、貸与された資料等について直ちに返還するものとする。

(機密の保持等)

第6条 受託者は、本業務の処理にあたり知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならない。

2 委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしてはならない。

(成果品)

第7条 全ての成果物は委託者の所有とする。また、本業務において作成した図面、イラスト、写真等の著作権は札幌市に帰属する。

2 受託者は、成果物の内容を公表してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承

諾を得た場合はこの限りでない。

(環境負荷の低減)

第8条 委託業務の実施にあたっては、環境に配慮し、エネルギーの節約及びリサイクルの推進に努めること。

(完了届)

第9条 業務完了後、遅滞なく「完了届」を提出すること。

第2 業務の概要

札幌市では、平成30年4月に、動物愛護管理行政に関する今後10年間の実施計画として「札幌市動物愛護管理推進計画」（以下、「推進計画」という。）を策定し、計画中第6章において、施策を効果的に推進するための施設として（仮称）動物愛護センター（以下、「愛護センター」という。）に求められる諸条件を整理している。

また、愛護センターの施設規模や設置場所等については、平成30年度に必要な調査を実施することとしている。

本業務は、愛護センター整備基礎調査業務として、施設規模、設置場所について諸条件を整理し、札幌市が指定する複数の候補地についての調査を行い、愛護センターの建築概要（イメージ）を提案し、設置場所の決定に必要な資料を作成する。

第3 業務内容

1 愛護センター設置に関する基本的な情報の収集・現状調査

(1) 他自治体の愛護センターの実情調査

平成23年以降に設置された他自治体の動物愛護センター（別表1 調査対象愛護センター）の業務体制、運営体制（直営、一部委託、PPP/PFI等）、設置面積、建設費及び財源、立地環境及び設置された諸室及びその機能等について調査する。

(2) 札幌市動物愛護管理推進計画において求められる機能の確認

札幌市動物愛護管理推進計画（平成30年4月）第6章において示される動物愛護センターに求められる機能について確認し、必要な諸室について、上記(1)の調査結果と合わせて比較・整理する。（表2参照。なお、詳細については別添資料「札幌市動物愛護管理推進計画」のとおり）

(3) 札幌市動物管理センター事業概要

動物管理センター事業概要（平成30年度版（平成29年度実績））から、福移支所における動物収容状況を把握する。

2 動物愛護センターの各候補地の調査

(1) 各候補地の調査

委託者が示す建設候補地（最大で6か所）について、表3の調査項目を調査する。

調査にあたっては、既存の文献調査やシミュレーション手法を活用し、数値化し、客観的に行うこと。

また、各調査項目の採点・評価方法は、受託者のノウハウにより設定し、委託者に提案し、その承認を得ること。

なお、このほか、事業者のノウハウにより、調査項目の追加が可能な場合は、委託者と協議の上、追加して差し支えない。

- (2) 愛護センター設置候補地
候補地は表4のとおりとする。

3 愛護センターの建築概要（イメージ）の提案

- (1) 諸室面積の構成案の作成
第3業務内容の1(1)及び(3)の調査結果を踏まえ、同(2)で示される諸室ごとの面積案を作成する。
- (2) 施設内レイアウトの作成
上記(1)の作成結果を踏まえ、諸室レイアウト図を作成する。
作成にあたっては、職員、来庁者、収容動物（収容時（外部から収容場所）及び収容中（収容場所から屋外（散歩）や譲渡時）の動線を検討し、最適化するとともに、ユニバーサルデザインにも配慮する。
- (3) 施設外配置図の作成
レイアウト図案及び外観パース図案及び動線計画を作成する。

4 報告書の作成

業務内容の1から3について、調査報告書を作成する。

第4 業務期間

契約締結日から、平成31年1月31日（木）までとする。

第5 提出書類・成果物

下記の書類を期限内に提出すること。

- (1) 契約後速やかに提出する書類
 - ア 業務実施計画書 3部
 - イ 業務工程表 3部
 - ウ 業務責任者等指定通知書 3部
- (2) 業務完了時に提出する書類
 - ア 業務完了届 1部
 - イ 調査報告書（A4版） 5部
 - ウ 参考資料 一式
 - エ 電子データ 一式

（PDF形式並びにMicrosoft Word形式（文章）及びExcel形式（表、グラフ、図等））
- (3) その他委託者が適正な業務履行確認のため、特に必要と認めた書類

第6 特記事項

1 再委託

- (1) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託（以下「再委託」いう。）してはならない。
- (2) 本業務で再委託を行う必要がある場合は、再委託を行う理由及び再委託の範囲を明確にし、事前に委託者と協議の上、書面により委託者に申請すること。ただし、再委託を行うことが本業務の主旨及び内容と照らし合わせ、不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。

2 その他

業務内容については、受託者の提案を反映する場合がある。

表 1 調査対象動物愛護センター

センター名	所在地	開設年
横浜市動物愛護センター	横浜市神奈川区菅田町 75-4	平成 23 年
旭川動物愛護センター	北海道旭川市 7 条通 10 丁目	平成 24 年
新潟市動物愛護センター 新潟市動物ふれあいセンター	新潟市中央区清五郎 343-2	平成 25 年
浜松市動物愛護教育センター	浜松市西区舘山寺町 199	平成 26 年
京都市動物愛護センター	京都市南区上鳥羽仏現寺町 11	平成 27 年
みやざき動物愛護センター	宮崎県宮崎市清武町木原 4543-8	平成 29 年
大阪府動物愛護管理センター	大阪府羽曳野市尺度 53 番地の 4	平成 29 年
川崎市動物愛護センター※	川崎市中原区上平間 1700 番 8	平成 30 年

※ 平成 30 年 12 月 1 日（土）オープン予定

※ なお、最低でも一施設は実地調査を行うこと

（実地調査以外の施設は、架電調査、資料調査で良い）

表2 動物愛護センターにおける必要機能と諸室例

1 動物愛護部門における必要機能

必要な機能	諸室例
市民の学習・交流	多目的室（会議室）
イベントセミナー（ふれあい・動物同伴可）	
普及・啓発物の作成等、ボランティア等の市民活動	
犬猫の放棄に関する相談・指導、新たに譲渡を受ける方の指導	個別相談スペース （譲渡相性確認スペース）

2 動物保護管理部門における基本的な必要機能

必要な機能	諸室例
犬猫の収容（原則、個別収容、犬猫転用可能）	収容室（犬・猫）
収容犬の運動、訓練	収容犬運動スペース（屋外を含む）
感染症、譲渡適性の判断、感染症動物の収容、狂犬病の鑑定、けがや病気の動物の収容	検疫室（犬・猫）、隔離室（犬・猫）、負傷動物室（犬・猫）
不妊手術等、収容動物の診察・検査・薬品保管、収容動物の収容確認、治療・トリミング等	処置室（手術室・検査室・トリミング室含む）
ケージや器具の洗浄・消毒・薬品保管、飼料保管	洗浄・消毒室、飼料庫
犬猫の搬送対応、緊急用務等	車庫スペース

3 その他必要な諸室

諸室例
事務室、更衣室、シャワー室、給湯室、トイレ、用具保管庫・機械室、車寄せ（屋内に車両を収容し、閉鎖後に動物を車両から降ろすスペース）など、表1の調査対象の愛護センターの調査結果を受けて、必要と思われる諸室については、配置を検討すること

表3 各候補地の調査項目及び調査手法

1 建築法規の対応性

- (1) 都市計画法、建築基準法等の関連法規に基づいて、候補地の法令上の規制を調査する。
- (2) 敷地規模、敷地形状、道路条件等を調査して整理する。

2 周辺環境

- (1) 犬の鳴き声などの騒音発生源から躯体外部に漏れる騒音量を調査(予測)し、必要に応じて距離減衰のシミュレーション等により、静穏を求める周辺施設(住宅・病院等)への影響を調査する。
- (2) 収容犬の運動場所について、確保可能かどうかを調査する。
- (3) 候補地周辺におけるやぶ蚊等の発生減(沼地など)の所在を調査する。

3 市民利用の利便性

- (1) 最寄りの公共交通機関駅からの距離、徒歩アクセス時間、遊歩道等の整備状況を調査する。
- (2) 都市部からの距離及び2車線以上の幹線道路からの距離など、自動車によるアクセス性について調査する。
- (3) 既存施設の来所者数などから、必要駐車場面積を調査する。

4 機動性の確保

- (1) 候補地から一定時間で到達可能な範囲をシミュレーションし、全市街地面積に対するカバー率を調査する。

5 関係機関との連携、ボランティアの確保、地域の状況

- (1) 負傷動物の搬送が想定される施設(夜間動物病院及び北大動物病院)からの自動車での移動に要する時間を調査する。
- (2) 住民基本台帳人口・第7表(町名・条丁目、年齢(5歳階級)別人口)から、候補地から概ね1km圏内に含まれる世代別人口を調査する。
- (3) 各候補地を含む地域を所管する区役所(地域振興課又はまちづくりセンター等)への聞き取り等を行い、地域性・動物愛護センターに対する地域の協力性について調査する。

6 災害安全性・災害対策

- (1) 札幌市ハザードマップ(地震、洪水)を調査し、候補地の災害リスクを調査する。
- (2) 災害発生時に動物救護拠点として利用可能な土地の有無を調査する。

7 概算建設費・補助金等

- (1) 各候補地の整備コストを調査する。なお、整備コストの調査にあたっては、既存のボーリング調査の結果等を参考に、基礎工事に係る費用、外構工事(接道及び駐車場等)等も含めて検討すること。
- (2) 既存施設が存在する候補地については、現施設を維持し、建て替えを行う手法を調査するが、現施設を維持したままの設置が不可能な場合、代替策を検討

する（仮庁舎の設置など）。

なお、その場合、概算コストに仮設費用、移転費用等の必要費用を加算すること。

- (3) 愛護センター設置のために利用できる国等の補助制度について調査し、概要を取りまとめること。

表 4 動物愛護センター候補地一覧

	候補地名称	所在地	選定理由
1	八軒本所	西) 八軒9条東5丁目	既存施設の活用の観点から選定
2	福移支所	北) 篠路町福移	既存施設の活用の観点から選定
3	旧静療院跡地	豊) 平岸5条15丁目	交通アクセス良好の未利用市有地として選定
4	旧白石区役所跡地	白) 本郷通3丁目	交通アクセス良好の未利用市有地として選定

※ 上記1～4のほか、大学連携の観点からの候補地を、委託者が別途指定する。